

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成25年10月1日 No. 745

労働基準情報

岩手

October

10

2013



『錦もよう(八幡平)』 写真:真館弘治

**健康管理
進める 広げる
職場から**

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ	2
岩手県最低賃金改正	3
特定化学物質障害予防規則等が改正されました	4~5
パートタイム労働者の能力発揮に 積極的に取り組む事業主の皆さまへ	6
クウエスチョン	7
メンタルヘルスケアの推進 vol.3	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第64回目を迎えました。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に大きな貢献をしております。

岩手県内の業務上疾病による被災者数は、平成24年は69人で、平成23年に比べ17人減少したものの長期的に見ると横ばいの状況にあります。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加しており、平成24年は59.1%と約6割まで増加する状況となっていることから、疾病の予防・早期発見を図るため、健康診断及びその後の事後措置の実施が一層重要となっております。

さらに、岩手県における自殺者数は平成23年は370人と14年ぶりに400人を下回りましたが、労働者の占める割合が最も高いこと、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、労働者自身のほか、事業者や管理者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置をどの職場においても受けることができるようにすることが求められています。

また、第12次労働災害防止計画は本年度からスタートし、健康確保・職業性疾病防止対策として①メンタルヘルス対策、②過重労働対策、③腰痛・熱中症対策などを掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標達成をはじめとしたさらなる健康確保対策の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があると考えております。

このような観点から、本年度の全国労働衛生週間は、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

をスローガンとして展開されます。

この全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層推進され、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成25年10月1日

岩手労働局長 弓 信幸

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 CHU-TAI-KYO で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもご加入いただけます。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

平成25年10月27日から
岩手県最低賃金が
665円
に変わります

岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金（現行時間額653円）の改正について、岩手地方最低賃金審議会（会長 種田 勝）は、岩手労働局長（弓 信幸）の諮問を受け、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、8月28日に開催された第3回岩手地方最低賃金審議会において『時間額665円とする。』旨結審し、岩手労働局長（弓 信幸）に対して答申を行いました。新しい岩手県最低賃金は、平成25年10月27日から改正発効することとなります。

なお、東北各県の答申状況は次のとおりです。

青森県	時間額	665円	（現行時間額654円）
宮城県	時間額	696円	（現行時間額685円）
秋田県	時間額	665円	（現行時間額654円）
山形県	時間額	665円	（現行時間額654円）
福島県	時間額	675円	（現行時間額664円）

最低賃金額以上となっているかを
どのように確認するのですか？

支払われる賃金額*と最低賃金額を次の方法により比較します。

- (1) 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給の場合 日給 ÷ 1日平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）
- (4) 上記（1）、（2）、（3）の組合せの場合

例えば、
・基本給が時間給制
・各手当（職務手当など）が月給制

などの場合は、それぞれ上記（1）、（3）の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

*最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

- 1 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 2 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 3 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- 4 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- 5 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- 6 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

例

日給5,000円、職務手当月額5,500円

1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日

$5,000 \div 8 + 5,500 \div (260 \times 8 \div 12) \div 656.73円 < 岩手県最低賃金665円$ となります。

この場合は、10月27日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。

特定化学物質障害予防規則等が改正されました 1,2-ジクロロプロパンについて 健康障害防止措置が義務づけられます

大阪労働局管内の印刷業の事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管ガンを発症した労働者等について厚生労働省が行った調査により、1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度暴露が胆管ガン発症の原因となった蓋然性が高いとされたところであります。

このため、今般、安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則が改正され、1,2-ジクロロプロパンは特定化学物質第2類に追加されました。施行日は平成25年10月1日となっています。

**1,2-ジクロロプロパンが安衛法による表示対象物質、
特定化学物質の第2類物質の「エチルベンゼン等」の中に
位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。**

有害性・性状・用途

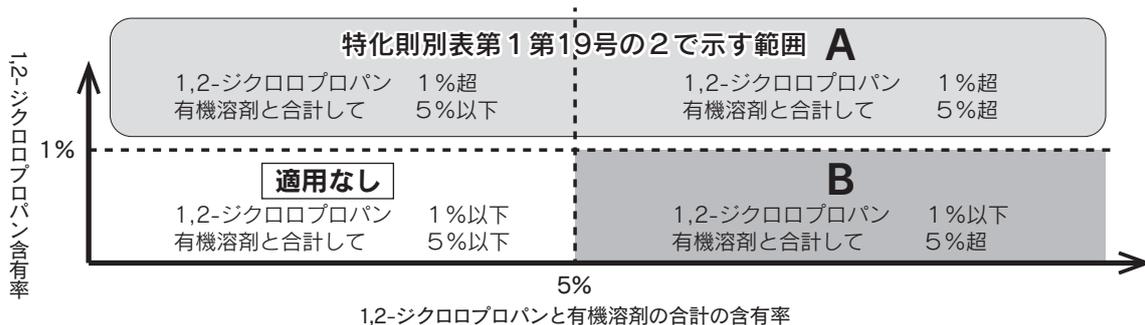
1,2-ジクロロプロパン		CAS No.78-87-5
主な有害性	性状	用途の例
発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い。 その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。 (沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物

規制対象の範囲 (特化則第2条の2)

◆対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄、または払拭業務（以下「1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という）で、屋内作業場などにおいて行うもの（屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）

※[容器・包装への表示]については洗浄、または払拭用に限らず、すべての物が対象

◆対象となる1,2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA, Bの部分



1,2-ジクロロプロパン規制の概要

	1,2-ジクロロプロパンの含有量	規制の概要
A	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超えるもの	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有規則の規定を準用
B	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以内で、かつ1,2-ジクロロプロパンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの	有機溶剤と同様の規制

作業環境測定 (特化則第36～第36条の5)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要 ▶平成26年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの測定	○ (30年)	○ (30年)	○ (3年)
混合有機溶剤の各成分の測定	○ (3年)	×	○ (3年)
※1,2と有機溶剤との合計5%超の場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤についても測定 ※ () 内は測定と評価の記録の保存期間			

- ◆6カ月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- ◆結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆測定の記録、評価の記録を保存

健康診断 (特化則第39条～第42条、別表第3～第5)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要 ▶平成25年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○ (5年)	×	○ (5年)
過去に従事させたことのある労働者の1,2-ジクロロプロパン特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
緊急診断	○	○	○
※ () 内は健康診断の結果の保存期間			

作業主任者 (特化則第27条、第28条)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く) ▶平成26年10月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

- ◆「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆作業主任者の職務
 - ①作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
 - ②局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
 - ③保護具の使用状況を監視すること
 - ④タンクの内部において1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

詳細については岩手労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい

～パートタイム労働者の能力発揮に
積極的に取り組む事業主の皆さまへ～

パートタイム労働者の職務分析・ 職務評価に取り組んでみませんか？

—雇用均等コンサルタントがお手伝いします！—

パートタイム労働法第9条第1項では、パートタイム労働者の職務の内容や成果等を勘案し、正社員との均衡のとれた賃金決定に努めることを事業主に求めています。

パートタイム労働者の働きと貢献を踏まえた待遇とするには、職務の内容を整理し明確にする「職務分析」を実施し、各労働者の職務の状況を量る「職務評価」を行うことが有効です。

さらに、職務分析を基に「職務説明書」を作成することにより正社員とパートタイム労働者の職務の違いが明確となり、パートタイム労働者の待遇への納得性が向上し、より能力を発揮できることが期待できます。

労働局雇用均等室では、平成24年度から「雇用均等コンサルタント」を配置し、パートタイム労働者の職務分析や職務評価の導入に関する簡易なコンサルティングを実施しています。

是非ご利用ください。

無料です

◆雇用均等コンサルタントの活動内容

- ①パートタイム労働者、正社員の職務内容の把握（ヒアリング又はアンケートの実施）
- ②職務内容を整理し、パートタイム労働者の「職務説明書」を作成
- ③パートタイム労働者と正社員との職務をポイント化し「職務評価」により待遇の均衡度合いをチェック
- ④「職務評価」の結果を活用し、パートタイム労働者の格付け制度等についての提案等

連絡先：岩手労働局雇用均等室

電話 019-604-3010 担当：清水、升川

第72回

全国産業安全衛生大会

開催期間 10月30日(水) ⇨ 11月1日(金)

2013 in 大阪

会場 総合集会 10月30日 大阪城ホール
分科会 10月31日、11月1日 大阪国際会議場、大阪アカデミア



期間雇用者の育児休業について

Q 1年契約のパート社員から産前・産後休業を取得した後、育児休業を取りたいとの申出がありました。当社では正社員の育児休業取得実績はありますが、パートからの申出は初めてです。取得させる必要はあるでしょうか。

A 育児・介護休業法において「育児休業」をすることができるのは、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者です。

期間を定めて雇用される者（パート、派遣、契約社員など）は、休業することで今後も働き続けることができると見込まれる一定の範囲であれば育児休業を付与する必要があります。

「一定の範囲」とは、育児休業の申出時点で、

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ②子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ③子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、契約が更新されないことが明らかでないこと

のすべてを満たす者となり、所定労働時間や勤務日数の多少にかかわらず制度利用の対象になります。ただし、週の所定労働日数が2日以下の労働者については、休業の対象外とする労使協定が締結されている場合は、取得することができません。

①の「同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている」ですが、育児休業申出の直前の1年間について、勤務の実態に即し雇用関係が実質的に継続していることをいいます。例えば年末年始や週休日を空けて労働契約が結ばれている場合は、雇用関係が「実質的に継続している」と判断されます。

②「子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること」及び③「子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、契約が更新されないことが明らかでないこ

と」は、育児休業の申出があった時点で判断します。「引き続き雇用されることが見込まれる」かどうかは、労働契約が更新される可能性について書面又は口頭で示されていることから判断しますが、更新の可能性が明示されていないときは、1)雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、2)同様の地位にある他の労働者の状況、3)当該労働者の過去の契約の更新状況等の実態を見て判断されます。

パート労働者でも期間の定めのない労働者については、これらの要件にかかわらず通常の労働者と同じく育児休業を取得することができることは言うまでもありません。

なお、法律上育児休業の対象となる労働者が育児休業の申出や育児休業をしたことを理由に、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いをすることは育児・介護休業法で禁止されておりますので、ご注意ください。

また、期間雇用者が6か月以上育児休業を取得した後、原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した等の要件を満たした中小企業事業主に支給する「中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）」が本年度より設けられました。支給額は1人目40万円、2～5人目までが15万円、育児休業を取得した期間雇用者を正社員として復職させた場合には支給額が上乘せされます。

ご利用をお考えの際は、お早めに岩手労働局雇用均等室までご連絡ください。

【問い合わせ先】

岩手労働局雇用均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010



ラインのケア

～予防のための情報提供や教育～

ラインのケアの最初は健全な職場づくり・職場環境改善です。

職場環境などの改善は作業環境などの設備的な改善もありますが、組織や体制の見直し、恒常的長時間労働の是正なども考えられます。

最近ではハラスメントを含む職場の人間関係にも気を配ることが必要となってきています。

ラインのケアをきちんと行うことはコストをかけずに業務の生産性を上げることに繋がります。

心の健康づくり重要性の啓蒙

まず、最初に心の健康づくりの重要性の認識です。

メンタルヘルスという言葉が市民権を得て、久しいですが、残念ながら、未だ理解が十分でないことを実感することが時々あります。

例えば、メンタル不調で休職せざるを得なかった部下に対し、気が緩んでいるからとか、たるんでいるからと評価なさる方が未だいらっしゃいます。この方こそ、元凶、原因かも??です。率先して知識の充実と対応方法の習得を図っていただかなければなりません。

一度、心の病にり患すると思っている以上に苦しんだり、完治まで長引いたりすることがあります。結局、苦しむのはご本人です。いまでこそ、それを理解できる人が多いですが、誤解があることは述べたとおりです。いきいきと暮らし、前向きに仕事へ取り組むことができるのも健康だからこそです。だからこそ、メンタルヘルスへの偏見を減らし、ストレス過多やメンタル不調の気づきに対して、恥ずかしいとか、情けないと思うことのないようにしていかなければなりません。

「適度な運動は重要だよ」「朝ごはんきちんと食べている？ 一日の活力だよ」「きちんと睡眠をと

らなくちゃ、身体の疲れも脳の疲れもとれないよ」等々。セルフケアの重要性と心の健康問題に対する正しい態度の重要性を発信してください。

また、部下にもメンタルヘルスに関する研修を積極的に受講させましょう。

相談しやすい環境の整備

職場のストレス因に関する調査で、常に職場の人間関係が上位にランクインします。つまり、部下が人間関係の悩みを一人で抱えていることが多いことが予測されます。

そこで、悩みを上司や同僚に気軽に相談しやすい雰囲気づくり、相互に支援できる職場づくりに尽力ください。これもまた、メンタルヘルス偏見の除去につながります。良好な人間関係が心の健康の良薬です。

相談を受けるときの話の聴き方は次々号で取り上げる予定ですが、とにかく聴き上手になってほしいのです。

ストレス軽減のスタンスを

労働者自身では業務遂行上、自分のストレスに気づいたり、対処したりすることが困難な場合があるかもしれません。

そんな時に、効率アップだけでなく、ストレス軽減のスタンスから、対処の方法を工夫していけるよう助言を行うことも予防の一つと考えられます。そこで管理監督者は部下を十分に観察することが重要です。

上司と部下との関係は非常にストレスを生みやすいものです。上司の指示命令そのものが部下にとってストレスになることを理解し、言葉だけでなく、非言語にも気を配ってほしいものです。





インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

8月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)オレンジライン	盛岡市
宮古	宮古地区砂利業協同組合	宮古市
宮古	越田土建	山田町

支部名	事業所名	所在地
宮古	権現造林	岩泉町
一関	VTエイム(株)仙台オフィス	仙台市
二戸	特定非営利活動法人 へのへ環境NPO	二戸市

●ダイオキシン類ばく露防止特別教育のお知らせ

廃棄物の焼却施設において焼却炉、集じん機の保守点検等の作業について、労働安全衛生法により特別教育が義務付けられており、事業者は、これらの作業を行う労働者に対し、特別教育を実施していただくことになっております。

この特別教育は、当協会では平成25年度は1回のみで開催となっております。

日時 平成25年10月25日(金)

会場 岩手労働基準協会 研修センター

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

●安全管理者能力向上教育(定期又は随時)のお知らせ

労働安全衛生法第19条の2の規定で各事業者は安全管理者に対し、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、教育を行うことが努力義務とされております。

この規定を受け「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づき、研修を開催しますが、隔年1回の開催予定となっておりますので、この機会に受講いただきますようご案内します。

日時 平成25年10月30日(水)

会場 岩手労働基準協会 研修センター

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

死亡災害速報(8月)

■一関署 建設業(木造家屋建築工事業) 8月5日 男(67) 墜落、転落

トタン屋根を設置する作業において、三脚梯子の8段目付近(高さ2.37m)に昇り、屋根上の作業者に釘を手渡した後、そのまま後ろ向きにコンクリート地面に墜落した。

■二戸署 林業(木材伐出業) 8月5日 男(54) 飛来・落下

治山工事現場の斜面にて、ウインチで伐倒木を地引き集材していたところ、斜面上方から(前々日に伐倒した)伐倒木(直径15cm、長さ6m)が滑落し、被災者の背部に激突した。

■花巻署 商業(家具・建具・じゅう器小売業) 8月7日 男(58) 墜落、転落

高さ約2.8mの位置にある店舗内の窓(縦180cm×横78cm)の拭き掃除中、脚立から墜落した。

■二戸署 漁業 8月24日 男(56) 激突され

沖合の海中に設置している定置網固定用の碇網に付着した貝類の除去作業中、碇網を船に引き寄せするため船と碇網に掛けていた繊維ロープが突然切れ、切れたロープが被災者の胸部及び顎に激突した。

講習会のお知らせ 25年12月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	11/11(月)～12(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11/21(木)～22(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	12/3(火)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,100
		12/3(火)～4(水)・6(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	10/15(火)～17(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		11/11(月)～13(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
		11/12(火)～14(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/12(火)～13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		12/9(月)～12/11(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	10/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	28,350	1,575
		10/21(月)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/21(月)～24(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		11/12(火)～15(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		11/25(月)～11/28(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
		12/16(月)～19(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/7(月)～9(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600
		10/22(火)～24(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/22(火)～23(水)・25(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		11/25(月)～27(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/25(月)～26(火)・28(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
ガス溶接技能講習	10/11(金)～12(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	840	
	10/15(火)～16(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	11/8(金)～9(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部			
	11/14(木)～15(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	12/18(水)～19(木)	二戸市民文化会館他	40	二戸支部			
安全衛生推進者養成講習	11/14(木)～15(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,400	1,260	
	11/14(木)～15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部			
特別 教 育	アーク溶接特別教育	10/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
		11/15(金)～16(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部		
		12/24(火)～25(水)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	クレーン運転業務特別教育	10/8(火)～9(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,400 9,450	1,500
		11/18(月)～19(火)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		11/20(水)～21(木)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	小型車両系建設機械運転特別教育	10/28(月)～29(火)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		12/3(火)～4(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	研削と石の取替え等の業務特別教育	10/19(土)	ポリテクセンター岩手	40	花巻支部	5,250 6,300	1,155
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	11/22(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	6,300 7,350	630
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	10/25(金)	岩手労働基準協会研修センター	80	本部	4,200 5,250	840
	巻上げ機運転特別教育	11/26(火)～27(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,000 14,000	1,000
	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/6(金)～7(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	6,300 7,350	1,050
その他	職長教育	11/6(水)～7(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	11,550 12,600	840
		11/28(木)～29(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者教育	12/11(水)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	安全衛生推進者能力向上教育 (初任時)	12/10(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,880 6,930	1,890
	安全管理者能力向上教育 (定期又は随時)	10/30(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	本部	5,880 6,930	2,100
	有機溶剤業務従事者安全衛生教育	11/22(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,670 6,720	840
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/10(木)～11(金) 及び	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510
		10/17(木)～18(金)					
危険予知普及講習	12/5(木)	新日鐵住金健康センター	30	釜石支部	6,000	—	
	12/13(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部			

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

岩手地方最低賃金審議会で調査審議を行い、岩手労働局長に答申し、平成25年10月27日から改正発効する岩手県最低賃金額は何円でしょうか。

- ① 654円
- ② 665円
- ③ 675円

ヒント 本誌3ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成25年10月25日（金）消印有効
- 宛先 ㊟020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 9月号の正解 ①



住田町の花 アツモリソウ

写真提供：住田町

北海道から本州に分布する。寒冷地を好み、北へ行くほど低山でも見られるようになる。草原、明るい疎林に生育する。

住田町の住民は、アツモリソウのことを「かつこ花」と呼んで親しんでいます。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

信じあう絆に打算などはない

大地震以来、絆の大切なことが重要視されています。誰もが一人ではなく、繋がっていると感じられます。お互いが信じあうことに打算など有り得ません。

（川柳原生林7月号〈杜若〉中里陽子作品より）

岩手の死亡災害（8月末）

製造業	0	(4)
鉱業	1	(0)
建設業	2	(3)
運輸業	0	(0)
林業	2	(1)
商業	3	(1)
その他	2	(1)

累計 10 (10)
() 内は前年同期

編	集
後	記

四季の移ろいもいつの間にか野山の錦を飾る頃、飲んで食べて動き回って、そして温泉などは最高の贅沢であろう。

ある冊子に「飲みすぎ食べすぎ 一番体に悪いのは考えすぎ」とありました。これは「飲みすぎても食べ過ぎても結構人の体は丈夫に出来ている。ところが現代病の根源は考えすぎによる

らしい。」とのこと。人生何事も苦勞と悩みはつきものであるが、苦勞は努力で何とかなるが悩みはなかなか解消できるものではない。

各職場でも安全衛生水準の向上とともに、メンタルヘルスに関する相談体制の構築など、心身両面の健康確保にも真摯な取り組みが求められている。

発行 平成25年10月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
㊟020-0857 / ☎019-681-9911 / FAX019-681-1018
編集・発行人 黒沢雄幸